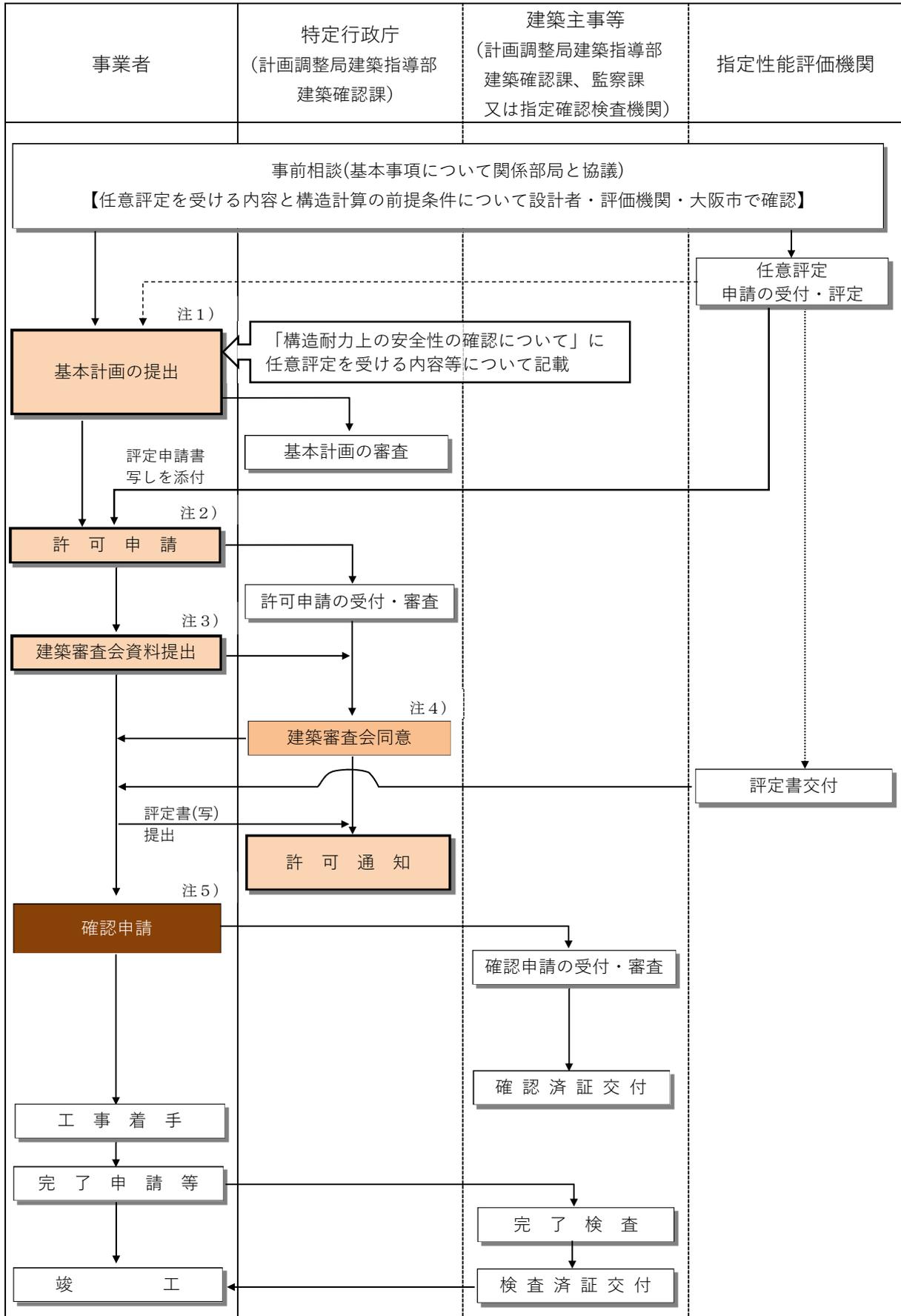


<参考> 手続きの流れ (任意評定を受ける場合)



- 注1) 原則として建築審査会開催月の前々月の17日まで。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)法第85条第6項許可の場合は、許可申請書提出の1月前までとする。
- 注2) 原則として建築審査会開催月の前月の17日まで。ただし、法第85条第6項許可の場合は、この限りでない。
- 注3) 建築審査会の1週間前まで。
- 注4) 通常毎月1回開催。ただし、変更される場合があります。
- 注5) 確認申請書には、法第20条適合確認のための構造図書(構造図)のほか、評定書(写し。別添含む。)を添付すること。